

事 務 連 絡
令和 8 年 4 月 30 日

各 都 道 府 県 専 修 学 校 主 管 課
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 専 修 学 校 主 管 課
専 修 学 校 を 置 く 国 立 大 学 法 人 担 当 課 御 中
厚 生 労 働 省 医 政 局 医 療 経 営 支 援 課
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 障 害 保 健 福 祉 部 企 画 課

文 部 科 学 省 総 合 教 育 政 策 局
生 涯 学 習 推 進 課 専 修 学 校 教 育 振 興 室

修了者が専門士又は高度専門士と称することができる専修学校専門課程の手続について
【令和 8 年 4 月 1 日以前入学者対象】（依頼）

令和 8 年 3 月 6 日付事務連絡にて連絡の通り、**令和 8 年 4 月 1 日以前の入学者には従前の規定が適用される**ことから、当該在籍者が卒業するまでの間における名称変更・廃止・要件不適合・状況報告等の届出については、別添 1「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士の称号の付与に関する実施要項」、別添 2「専修学校の専門課程の修了者に対する高度専門士の称号の付与に関する実施要項」を御参照のうえ、下記担当宛に御提出いただくようお願いします。

なお、各様式の作成及び学則や官報の写しなど必要資料の添付にあたっては、各様式の「留意事項」欄及び「添付資料」欄の記載や、「記入事項の Q & A」を十分御確認いただくようお願いします。

書類一式の提出にあたっては、メールにて電子データを送付いただくようお願いします。

また、名称変更・廃止・要件不適合の期限は本年 7 月 31 日、状況報告の届出期限は本年 6 月 30 日といたしますので、手続きに遺漏の無いようよろしく願いいたします。

※令和 8 年 4 月 1 日以前の入学者を対象に手続の修了見込み年度把握（在籍状況の把握）をしたく、各学校に下記 URL より回答いただくようご協力をお願いいたします。

<https://edu-survey.mext.go.jp/surveyc/SchoolCodeByDepartment?surveyId=Ig0s4SmjZcnQdERqG6NxLbO1ISvX1ZogwIbM5%2FRDYbt75vH0M4Mvn8UbbqumVYw9&searchType=school>

<添付書類>

- 【参 考】専門士・高度専門士の称号付与に係る手続書類の提出方法について
- 【別添 1】専修学校の専門課程の修了者に対する専門士の称号の付与に関する実施要項
- 【別添 2】専修学校の専門課程の修了者に対する高度専門士の称号の付与に関する実施要項
- 【別添 3】該当校一覧（一覧表様式）
- 【参考資料】記入事項の Q & A

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
専修学校教育振興室専修学校第一係 竹中、伊藤
TEL : 03-5253-4111（内線 2915）
E-mail : syosensy@mext.go.jp
※お問い合わせはメールにてお願いいたします

《専門士・高度専門士の称号付与に係る手続書類の提出方法について》

修了者が専門士又は高度専門士と称することができる専修学校専門課程の推薦等の手続について、推薦書類等の提出期限及び推薦様式・添付資料等の提出方法については、以下のとおり取り扱うことといたします。つきましては、手続に遺漏のないようよろしくお願いいたします。

1. 提出期限

各提出期限については、実施要項等の記載のとおり、以下のとおりといたします。

提出書類	提出期限
状況報告（別紙様式5・10）	6月30日
名称変更（別紙様式2・7）	7月31日
廃止（別紙様式3・8）	7月31日
不適合（別紙様式4・9）	7月31日

※提出書類には、上記の他、一覧表様式及び学則等の添付書類を含む。

※実施要項には、Q&A等を含む。

2. 提出方法

提出方法については、すべて電子メールによることとします。

提出書類	郵送	メール添付
一覧表様式2～5、7～10	×	○
別紙様式2～5、7～10	×	○
学則・官報の写し等	×	○

各都道府県専修学校主管課等にて学校からの推薦資料を取りまとめてメールで提出をお願いします。

【提出にあたってのフォルダ構成】

学科ごとに1つのフォルダ（フォルダ名：正式な学科名としてください。学校法人単位や学校単位で大きくりにするのではなく、まず学科単位でフォルダを必ず作成してください。）を作成し、その中に、①別紙様式2～5、7～10、②学則、③官報の写し又は公示された事務連絡の該当ページ（名称変更又は廃止の場合）を格納してください。

※ 公示（告示）された事務連絡（官報）は、必ず「専門士・高度専門士」のものを添付すること。（他の大臣認定制度のものは認められない）

さらに、上記のフォルダ及び学則を学校ごとに1つのフォルダ（フォルダ名：正式な学校名としてください）に格納し、学校単位で学科フォルダをまとめて送信してください。

なお、提出の際は、名称変更・廃止・不適合ごとにそれぞれご提出ください。

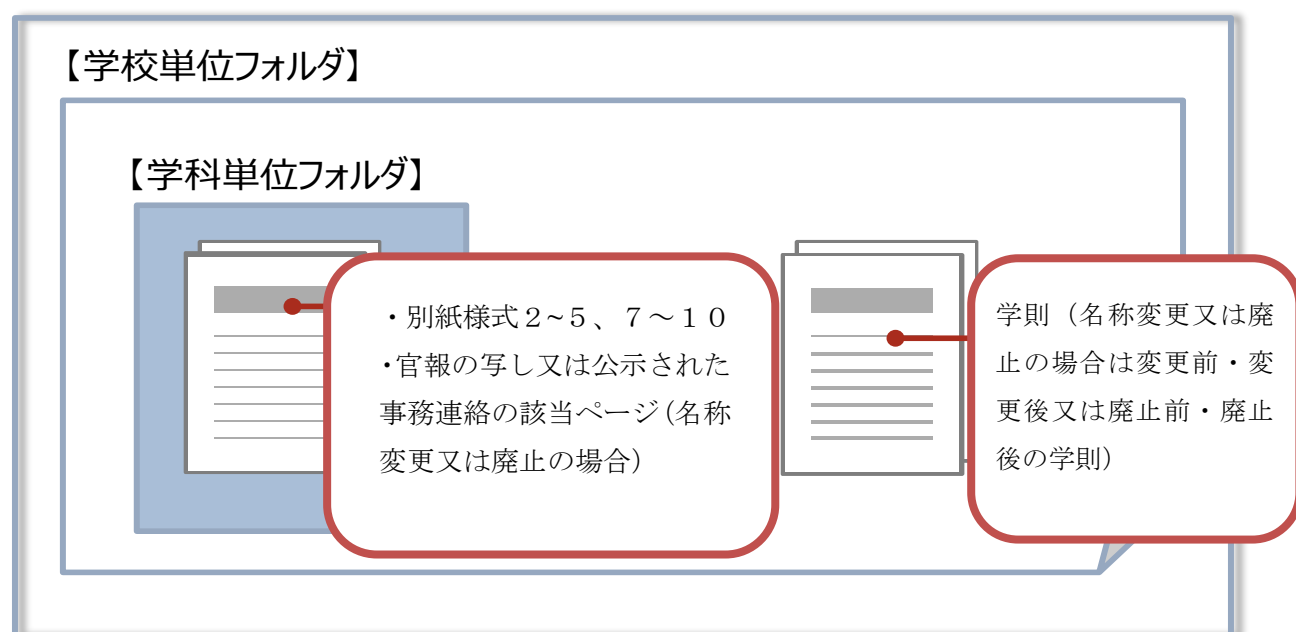


図 提出フォルダイメージ

ファイルの容量制限等により送信することができない場合は、各都道府県等より専修学校教育振興室あてご相談いただくようお願いします。

専修学校の専門課程の修了者に対する専門士の称号の付与
に関する実施要項【令和8年4月1日以前入学者対象】

1 趣旨

「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成6年6月21日文科省告示第84号）」に基づく専門士の称号の付与に関しては、本実施要項の定めるところによるものとします。

2 目的

専修学校の専門課程における学習の成果を適切に評価し、一定の専修学校の専門課程の修了者に対し専門士の称号を付与することにより、その修了者の社会的評価の向上を図り、もって生涯学習の振興に資することを目的としています。

3 課程の要件

修了者が専門士と称することができる専修学校の専門課程の要件は次のとおりとします。

- (1) 修業年限が2年以上であること。
- (2) 課程の修了に必要な総授業時数が1,700単位時間（62単位）以上であること。
- (3) 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。
- (4) 高度専門士と称することができる課程と認められたものでないこと。

4 手続

- (1) 都道府県知事等は、認定課程について、初めて課程の修了者が出る年度（以下「完成年度」という。）までの間、当該課程の状況について別紙様式5【状況報告】により、毎年度、6月30日までに文部科学大臣宛届出願います（但し、認定された年度が完成年度以後である場合には、届出は不要です。）。
- (2) 都道府県知事等は、認定課程について、名称に変更があったとき又は廃止されたときは、別紙様式2【名称変更】又は別紙様式3【廃止】により文部科学大臣宛届出願います。
- (3) 都道府県知事等は、認定課程について、上記3の要件に適合しなくなったときは、別紙様式4【不適合】により文部科学大臣宛届出願います。
- (4) 文部科学大臣は、認定課程について、名称に変更があったとき、廃止されたとき又は上記3の要件に適合しなくなったときは、その旨を公示します。

5 適用時期等

- (1) 上記3の要件を満たす課程として認められた日以後に当該課程を修了した者について、専門士と称することができることとします。
- (2) 卒業証書等の表記においては、専門士には（ ）書きで修了した分野の専門課

程名を付記することとします。

例 専門士（工業専門課程）

6 留意事項

認定課程について、名称に変更があったとき、廃止されたとき又は上記3の要件に適合しなくなったときは、遅滞なく所要の手続をいただくようお願いいたします。

7 附則

(1) この実施要項は、平成18年8月1日から施行します。

(2) 平成18年度における文部科学大臣宛の推薦の期限については、4-(3)にかかわらず、平成18年9月15日とし、文部科学大臣の告示については、平成18年11月に行うものとします。

附則

(1) この実施要項は、平成27年7月7日から施行します。

附則

(1) この実施要項は、平成28年7月14日から施行します。

附則

(1) この実施要項は、平成30年4月27日から施行します。

附則

(1) この実施要項は、令和2年2月28日から施行します。

附則

(1) この実施要項は、令和8年4月30日から施行します。

専修学校の専門課程の修了者に対する高度専門士の称号の付与
に関する実施要項【令和8年4月1日以前入学者対象】

1 趣旨

「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成6年6月21日文科省告示第84号）」に基づく高度専門士の称号の付与に関しては、本実施要項の定めるところによるものとします。

2 目的

専修学校の専門課程における学習の成果を適切に評価し、一定の専修学校の専門課程の修了者に対し高度専門士の称号を付与することにより、その修了者の社会的評価の向上を図り、もって生涯学習の振興に資することを目的としています。

3 課程の要件

修了者が高度専門士と称することができる専修学校の専門課程の要件は次のとおりとします。

- (1) 修業年限が4年以上であること。
- (2) 課程の修了に必要な総授業時数が3,400単位時間（124単位）以上であること。
- (3) 体系的に教育課程が編成されていること。
- (4) 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。

4 手続

- (1) 都道府県知事等は、認定課程について、初めて課程の修了者が出る年度（以下「完成年度」という。）までの間、当該課程の状況について別紙様式10【状況報告】により、毎年度、6月30日までに文部科学大臣宛届出願います（但し、認定された年度が完成年度以後である場合には、届出は不要です。）。
- (2) 都道府県知事等は、認定された課程について、名称に変更があったとき又は廃止されたときは、別紙様式7【名称変更】又は別紙様式8【廃止】により文部科学大臣宛届出願います。
- (3) 都道府県知事等は、認定課程について、上記3の要件に適合しなくなったときは、別紙様式9【不適合】により文部科学大臣宛届出願います。
- (4) 文部科学大臣は、認定課程について、名称に変更があったとき、廃止されたとき又は上記3の要件に適合しなくなったときは、その旨を公示します。

5 適用時期等

- (1) 上記3の要件を満たす課程として認められた日以後に当該課程を修了した者について、高度専門士と称することができることとします。
- (2) 卒業証書等の表記においては、高度専門士には（ ）書きで修了した分野の専門課程名を付記することとします。

例 高度専門士（工業専門課程）

6 留意事項

- (1) 別紙様式7から10において記載すべき事項は、「大学院入学資格等に係る専修学校専門課程の指定に関する実施要項」（平成18年8月1日付け文科高第274号別紙2）の別紙様式6から10において記載すべき事項と概ね同一となっています。従って、別紙様式6から10により推薦又は届出を行うに当たっては、「大学院入学資格等に係る専修学校専門課程の指定に関する実施要項」中の別紙様式6から10の記載内容と異ならないように留意して下さい。
- (2) 修了者が専門士と称することができる専修学校の専門課程として認定されているものについて、別紙様式6により高度専門士の推薦を行う際には、「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士の称号の付与に関する実施要項」中の「修了者が専門士と称することができる専修学校の専門課程の要件の不適合について（別紙様式4）」の届出が必要です。
- (3) 認定課程について、名称に変更があったとき、廃止されたとき又は上記3の要件に適合しなくなったときは、遅滞なく所要の手続をいただくようお願いいたします。

7 附則

- (1) この実施要項は、平成18年8月1日から施行します。
- (2) 平成18年度における文部科学大臣宛の推薦の期限については、4-(3)にかかわらず、平成18年9月15日とし、文部科学大臣の告示については、平成18年11月に行うものとします。

附則

- (1) この実施要項は、平成27年7月7日から施行します。

附則

- (1) この実施要項は、平成28年7月14日から施行します。

附則

- (1) この実施要項は、平成30年4月27日から施行します。

附則

- (1) この実施要項は、令和2年2月28日から施行します。

附則

- (1) この実施要項は、令和8年4月30日から施行します。

記入事項のQ & A

一般

- Q 1. 「学校名」、「課程名」、「学科名」の欄にはどのように記入すればよい … 1
ですか？
- Q 2. 同一学科名で昼夜の区別がある場合や、夜間部のみの学科の場合には、ど … 2
のように記入すればよいですか？
- Q 3. 同一学科名で修業年限の区別がある場合、どのように記入すればよいです … 3
か？
- Q 4. コースの取り扱いについては、どのように考えればよいですか？ … 4
- Q 5. 「総授業時数」の欄には、具体的にどのように記入すればよいですか？ … 4
- Q 6. 「生徒の定員（左欄）と実員（右欄）」の欄には、どのように記入すれば … 5
よいですか？
- Q 7. 完成年度を記入するに当たって、注意すべき点は何ですか？ … 6

名称変更

- Q 8. 「変更後」の欄にはどのように記入すればよいですか？ … 7
- Q 9. 「変更前」の欄にはどのように記入すればよいですか？ … 7
- Q 10. 学校名（課程名、学科名）のみを変更したのですが、「変更前・変更後」 … 7
の欄にはどのように記入すればよいですか？
- Q 11. 過去に認定された課程名・学科名、告示年月日が不明なのですが、どうし … 8
たらよいですか？
- Q 12. 「変更時期」の欄には、どのように記入すればよいですか？ … 8
- パターン 1
4月1日に「A校→B校」と学校名変更。それ以降の生徒は全員B校名で … 8
卒業。
- パターン 2
4月1日に「C学科→D学科」と学科名変更。ただし、C学科で入学した … 9
生徒は、そのままC学科として卒業する場合（いわゆる学年進行のケース）。
- Q 13. 年度途中で名称変更したのですが、変更時期については、どのように記入 … 10
すればよいですか？
- Q 14. 複数の課程・学科について、名称変更の届出をしたいのですが、どのよう … 10
にすればよいのですか。また、学科によって名称変更の時期が異なるので
すが、この場合、名称変更の様式（様式2又は7）はどのように作成す
ればよいですか？

- Q15. 今回、名称変更の届出を行おうとする学校名・課程名と、過去に認定されていた学校名・課程名が異なっています。この場合、届出はどのように行えばよいですか。 …10

廃止・不適合

- Q16. 廃止の様式（様式3又は8）、不適合の様式（様式4又は9）の「課程名」の欄にはどのように記入すればよいですか？ …11
- Q17. 来年度から学校を廃止（廃校）するのですが、廃止の届出はいつ行えばよいですか？ …11
- Q18. 今回、廃止（不適合）の届出を行おうとする学校名・課程名と、過去に認定されていた学校名・課程名が異なっています。この場合、届出はどのように行えばよいですか？ …11

状況報告

- Q19. 申請時（認定された時）の完成年度が変更になった場合はどうすればよいですか？ …12
- Q20. 届出の状況の欄は、どのように記入すればよいですか？ …12
- Q21. 完成年度に達する前に、要件に係る事項に変更が生じ、要件を満たさなくなった場合は、どうすればよいですか？ …12

その他

- Q22. 学則を添付することとなっていますが、その際に注意すべき点は何ですか？ …13

該当校一覧・ファイリングの留意事項

…14

一 般

Q 1. 「学校名」、「課程名」、「学科名」の欄にはどのように記入すればよいですか？

A. 原則として、学則に記載されている名称で認定します。学則に記載されている学校名・課程名・学科名を、正確に記入してください。省略はせず、そのまま記入してください。

特に、以下の点には十分ご注意ください。

- ・「〇〇科」なのか「〇〇学科」なのか
(⇒「学」があるかないか)
- ・「文化・教養専門課程」なのか「文化教養専門課程」なのか
(⇒「・」があるかないか)

なお、同一学科名で昼夜の区別や修業年限の区別等がある場合には、学科名等の記入の仕方について別途注意が必要となります。Q 2、Q 3を参照してください。

[例；〇〇専門学校の学則]

第〇条 本校の課程・学科は次のとおりとする。

課程	学科	年限	昼・夜	定員
医療専門課程	昼間部三年課程看護科	3年	昼	60人
服飾・家政専門課程	服飾科	2年	昼	40人
文化・教養専門課程	税理士・会計士科昼間部	2年	昼	40人
	会計士学科二年制	2年	昼	80人

- ・上記の学科について推薦（もしくは届出）を行う場合は、課程名の欄に、略さず正確に以下のように記入してください。

【記入方法】

課程名	修業年限 (昼間, 夜間別)	総授業 時数	…
医療専門課程 昼間部三年課程看護科	3年、昼間		
服飾・家政専門課程 服飾科	2年、昼間		
文化・教養専門課程 税理士・会計士科昼間部	2年、昼間		
文化・教養専門課程 会計士学科二年制	2年、昼間		

Q 2. 同一学科名で昼夜の区別がある場合や、夜間部のみの学科の場合には、どのように記入すればよいですか？

A. 同一学科名で昼夜の区別がある場合には、告示のうえで区別する必要があります。「課程名・学科名」を記入する際には、以下の要領にしたがって記入してください。

- ①昼間部のみの場合 → ○○学科
※学科名をそのまま記載してください。
- ②夜間部のみの場合 → ○○学科（夜間部）
- ③昼・夜がある場合 → ○○学科（昼間部）
→ ○○学科（夜間部）
※区別のため（ ）を付してください。

[例；○○専門学校の学則]

第〇条 本校の課程・学科は次のとおりとする。

課程	学科	年限	昼・夜	定員
服飾・家政専門課程	服飾科	2年	昼	40人
	服飾科	2年	夜	40人
文化・教養専門課程	税理士・会計士科	2年	夜	80人
	会計士本科	2年	昼	60人
	税理士本科Ⅱ部	2年	夜	20人

・上記の学科のように、同一の学科名で昼夜の区別がある学科、夜間部のみの学科については、課程名の欄に以下のように記入してください。

【記入方法】

課程名	修業年限 (昼間, 夜間別)	総授業 時数	…
服飾・家政専門課程 服飾科（昼間部）	2年、昼間		
服飾・家政専門課程 服飾科（夜間部）	2年、夜間		
文化・教養専門課程 税理士・会計士科（夜間部）	2年、夜間		
文化・教養専門課程 会計士本科	2年、昼間		
文化・教養専門課程 税理士本科Ⅱ部	2年、夜間		

- ・「服飾科」は、昼間部と夜間部があるため、区別するために「（昼間部）」、「（夜間部）」をそれぞれ付します。
- ・「税理士・会計士科」は夜間部のみのため、「（夜間部）」を付します。
- ・「会計士本科」は昼間部のみのため、そのまま記載します。
- ・学科名が、「Ⅱ部」等とあり、区別ができるものである場合には、「（夜間部）」と付す必要はありません。

Q 3. 同一学科名で修業年限の区別がある場合、どのように記入すればよいですか？

A. 同一学科名で修業年限の区別がある場合には、認定のうえで区別する必要があります。「課程名・学科名」を記入する際には、以下の要領にしたがって記入してください。

[例；〇〇専門学校の学則]

第〇条 本校の課程・学科は次のとおりとする。

課程	学科	年限	昼・夜	定員
文化・教養専門課程	会計士科	2年	昼	40人
	会計士科	3年	昼	40人
	税理士科二年制	2年	昼	40人
	税理士科三年制	3年	昼	40人

・上記の学科のように、同一の学科名で修業年限の区別がある学科については、課程名の欄に以下のように記入してください。

【記入方法】

課程名	修業年限 (昼間, 夜間別)	総授業 時数	…
文化・教養専門課程 会計士科 (2年制)	2年、昼間		
文化・教養専門課程 会計士科 (3年制)	3年、昼間		
文化・教養専門課程 税理士科二年制	2年、昼間		
文化・教養専門課程 税理士科三年制	3年、昼間		

- ・「会計士科」は、2年制と3年制があるため、区別するために「(2年制)」、「(3年制)」をそれぞれ付します。
- ・学科名が「二年制」、「三年制」等とあり、区別ができるものである場合には、カッコ書きで修業年限を付す必要はありません。

※同一学科名で、かつ、修業年限も昼夜の別も同じもので、区別を要する学科については、例えば、主な授業時間が午前または午後で区別できることに着目して、「(昼間部午前)」と追記するなど、工夫して区別を明確にすること。なお、既認定学科に同一名称の学科がある場合にあって、修業年限等の異なる同一名称の学科を推薦する場合は、上記に従い既認定学科の名称変更を行ってください。

[例] 「文化・教養専門課程 会計士科」(2年制)が既に認定を受けている学校が、新たに修業年限のみ異なる同一名称の学科(3年制)を推薦する場合

- ①「文化・教養専門課程 会計士科 (3年制)」を新規推薦
- ②既認定学科「文化・教養専門課程 会計士科」を
「文化・教養専門課程 会計士科 (2年制)」に名称変更

※ただし、学科名のみで区別できるものや、カッコ書き等の区別が不要な場合もあるので、区別のためにカッコ書き等を要するものであるかは、個別に十分に確認すること。

Q 4. コースの取り扱いについては、どのように考えればよいですか？

A. 1つの学科に複数のコース等を置いている場合、「学科」単位で認定するため、1つでも認定要件を満たさないコース等がある場合には、学科全体として認定されません。

なお、「コース」という名称を用いているものの、コースごとに1つの学科として独立した設置認可を受けている場合には、コース名称まで含んだ学科名で審査・認定を行いますので、それぞれ様式の作成が必要です。

Q 5. 「総授業時数」の欄には、具体的にどのように記入すればよいですか？

A. 「総授業時数」とは、学科に在籍する生徒が学ぶべきカリキュラムとして編成されている時間数、つまりその学科に在籍するすべての生徒が履修することを義務づけられている「卒業に必要な時間数」を指します。基本的には、個々の学科ごとに編成されたカリキュラム表に記載されている「合計時間数」と同じものと考えて差し支えありません。

カリキュラム表に記載されている「合計時間数」と異なる場合には、その理由、計算方法等を明示し、推薦の様式（様式1又は6）の「総授業時数」に記入する時間数と齟齬がないようにしてください。

また、「必修科目」や「選択科目」等を組み合わせてカリキュラムを編成している学校も多くありますが、この場合でも考え方は同じです。その学科に在籍する生徒が卒業するのに必要な時間数（総授業時数）を「総授業時数」の欄に記入してください（下記【考え方】を参照）。

[例；○○専門学校の学則]

⇒以下のようにカリキュラムが編成されている学科を例に考えます。

- ①必修科目（すべての生徒が履修すべき科目） … 4科目、1,680時間
- ②必修選択科目（数科目の中からいくつか選択して履修する科目） … 3科目から2科目選択、320時間
- ③自由選択科目（履修するかどうか任意である科目） … 2科目、30時間

第〇条 本校の教育課程は別紙1のとおりとする。

(別紙1) ○〇専門課程○○学科

科目		1年	2年	合計	備考
必修科目	A科目	200	200	400	小計 (1,680)
	B科目	240	200	440	
	C科目	200	180	380	
	D科目	160	300	460	
必修選択科目	E科目	60	100	160	小計 (320)
	F科目	60	100	160	
	G科目	60	100	160	
自由選択科目	H科目	10	20	30	※希望者のみ
	I科目	10	20	30	※希望者のみ
合計時間数		920	1,080	2,000	

【考え方】

- ①必修科目 … 在籍するすべての生徒が学ぶべきものであるため、時間数は1,680時間。
 - ②必修選択科目 … 3科目から2科目を選択することになるため、時間数は320時間。
 - ③自由選択科目 … 卒業の要件としていないため、総授業時数からは除く。
- ⇒したがって、この場合の総授業時数は2,000時間となります。

(注意)

「必修選択科目」の3科目分すべて(480時間)や、「自由選択科目」(60時間)を、「卒業に必要な時間数」に含めることのないようにしてください。

Q6. 「生徒の定員(左欄)と実員(右欄)」の欄には、どのように記入すればよいですか?

A. 完成年度の記入については、以下の点に留意してください。

〔①修業年限2年の課程の場合〕

〔②完成年度以前に推薦を行う学科で、第2学年に生徒が在籍していない場合〕

生徒の定員(左欄)と実員(右欄)					
1年		2年		3年	
20 人	18 人	20 人	15 人		

生徒の定員(左欄)と実員(右欄)					
1年		2年		3年	
20 人	13 人	20 人	— 人		

- ① 修業年限2年の課程の場合…「3年」の欄は灰色に色を付けてください。
- ② 完成年度以前に推薦を行う学科で、最終学年等に生徒が在籍していない場合…生徒が在籍していない学年の欄は、「—」を記入してください。

Q7. 完成年度を記入するに当たって、注意すべき点は何ですか？

A. 「完成年度」とは、初めて当該課程の修了者が出る見込みの年度又は出た年度をいいます。

完成年度に達していない課程の推薦、名称変更等を行う場合は、特に学科の設置年月日との整合性に注意してください。

例えば、令和3年4月1日に修業年限3年の学科が新しく設置された場合、通常、完成年度は最初の卒業生が出る令和5年度になります。ただし、完成年度までの間において、他の学校・学科等から生徒が転入等した場合は、最初の卒業生が出る見込みが、令和5年度よりも早くなる可能性があり、完成年度が早くなる可能性があります。

学科の設置年月日と完成年度が早くなる場合は、備考欄に理由（転学等）を記入してください。併せて、生徒の実員欄にも、転入学者等の人数を記入してください。

○修業年限3年の学科を令和3年4月1日に設置した場合

【記入例：完成年度に変更がない場合】

課程名		生徒の定員（左欄）と実員（右欄）					
○○専門課程 ○○学科		1年		2年		3年	
学科の設置年月日	完成年度	30	28	30	—	30	—
令和3年4月1日	令和5年度	人	人	人	人	人	人

【記入例：完成年度に変更がある場合（2年次に転学者がいる場合）】

課程名		生徒の定員（左欄）と実員（右欄）					
○○専門課程 ○○学科		1年		2年		3年	
学科の設置年月日	完成年度	30	28	30	5	30	—
令和3年4月1日	令和4年度	人	人	人	人	人	人

※併せて、備考欄に理由を記入してください。

備考

- ・課程の設置年度（令和3年度）において、他の専修学校より2年次の転学（編入）があり、令和4年度に卒業生が出るため。

名称変更

Q 8. 「変更後」の欄にはどのように記入すればよいですか？

A. 記入の仕方は、推薦と同様です。(⇒Q 1 参照)

原則として、学則に記載されている名称で認定します。学則に記載されている学校名・課程名・学科名を、正確に記入してください。省略はせず、そのまま記入してください。

特に、以下の点には十分ご注意ください。

- ・「〇〇科」なのか「〇〇学科」なのか
(⇒「学」があるかないか)
- ・「文化・教養専門課程」なのか「文化教養専門課程」なのか
(⇒「・」があるかないか)

なお、同一学科名で昼夜の区別や修業年限の区別がある場合には、Q 2、Q 3を参照してください。

Q 9. 「変更前」の欄にはどのように記入すればよいですか？

A. 名称変更については、過去に専門士・高度専門士の称号が付与される課程としてすでに認定されていた課程について、名称変更があった旨の公示を行うものです。したがって、「変更前」の欄に記入すべき学校名・課程名・学科名は、すでに認定されていることとなります。届出を行おうとする変更前の名称が、過去に認定されていたことを官報等の該当ページに基づきしっかり確認した上で、相違なく正確に記入してください。

また、すでに認定された名称を確認するため、必ず官報等の該当ページの写しを1部添付することとなっていますので、添付書類も合わせて確認をお願いします。

Q 10. 学校名（課程名、学科名）のみを変更したのですが、「変更前・変更後」の欄にはどのように記入すればよいですか？

A. 学校名のみを変更した場合にも、名称変更の届出を行うことが必要です。この場合、名称変更の様式（様式2又は7）に、課程名・学科名が記入されていないケースが多々見受けられます。

学校名のみの変更であっても、認定を行う際には、その学校に置かれている、専門士・高度専門士の要件を満たす課程名・学科名をすべて公示することとなります。上記のように課程名・学科名が記入されていない場合、「その学校のどの課程・学科を告示すればよいのか」が、不明確となってしまいます。

このようなことのないように、学校名のみの変更であっても、課程名・学科名については変更がない場合であっても、省略せずに、公示が必要な課程・学科をすべて記入するようにしてください。

※ 課程名、学科名のみの変更であっても、学校名に変更がない場合についても、同様に、省略せずに、公示が必要な課程名、学科名をすべて記入するようにしてください。

※ 認定されない項目（設置者名、校長名、所在地など）の変更は、すでに認定された内容に影響がありませんので、届出は不要です。

Q11. 過去に認定された課程名・学科名が不明なのですが、どうしたらよいですか？

A. 文部科学省 HP において掲載している「専門士の称号を付与する専修学校 (https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/mext_01253.html)」、「高度専門士の称号を付与する専修学校」 (https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/mext_01254.html)」をご覧ください。

ただし、上記の一覧は該当学科を便宜的に検索するためのものであり、すでに告示された名称は、添付書類である官報等の該当ページの写しで正確な確認を行います。手続きを行う学校等において、当該官報等やその写しを取得していない、または紛失してしまった場合には、都道府県等より指導の上、当該官報等の写しを共有していただき、添付書類とすることも可とします。

Q12. 「変更時期」（令和〇〇年〇月〇日に変更のあったもの）の欄には、どのように記入すればよいですか？

A. 「変更時期」の欄には、原則として、認可・届出等によって学則が変更された時期（「学則上の変更時期」）を記入することとなります。

ただし、「学則上の変更」と「適用上の変更」の時期が一致するパターンと一致しないパターンがあり、「変更時期」の欄に学則の変更された時期をそのまま記入できない場合があります。

以下、具体例を示していますので、これらを参考に「変更時期」について十分に確認してください。

- パターン1…「A校→B校」と名称変更。それ以降の生徒は全員B校名で卒業する場合。
- パターン2…「C学科→D学科」と名称変更。ただし、C学科で入学した生徒は、そのままC学科として卒業する場合（いわゆる学年進行のケース）。

○パターン1

4月1日に「A校→B校」と学校名変更。それ以降の生徒は全員B校で卒業。

[例：〇〇専門学校（2年制学科）の学則]

附則第〇条 この学則は、令和3年4月1日より適用する。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
学校・学科	A校	B校	
H31/R元入学生	卒業 (A校名)		
R2入学生	入学 (A校名)	卒業 (B校名)	
R3入学生		入学 (B校名)	卒業 (B校名)

⇒この場合、学則上の変更がなされ、かつ適用上の変更がなされたのは令和3年4月1日なので、

変更前（A校）の最後の卒業生 令和3年3月31日 （令和2年度）	変更時期 R3.4.1	変更後（B校）の最初の卒業生 令和4年3月31日 （令和3年度）
--	----------------	--

となります。したがって、「変更時期」の欄には、「令和3年4月1日」と記入してください。

令和3年4月1日に変更のあったもの

変更前		変更後	
専修学校名	課程名	専修学校名	課程名
A校	〇〇専門課程 〇学科	B校	〇〇専門課程 〇学科

※上記のような状況が添付書類から確認できることが必要です。学則等の記載できるか、または追加の補足資料が必要でないか、十分にチェックしてください。

※学校名に限らず、学科名でも上記のようなケースがあり得ますので、その場合は同様に考えて「変更時期」を設定してください。

○パターン2

4月1日に「C学科→D学科」と名称変更。ただし、C学科で入学した生徒は、そのままC学科として卒業する場合（いわゆる学年進行のケース）。

[例；〇〇専門学校の例]

附則第〇条 この学則は、令和2年4月1日より施行する。ただし、R元（H31）年度までの入学者に対しては、従前の規定を適用する。

	R元（H31）年度	令和2年度	令和3年度
学校・学科	C学科	D学科 (学則上の変更)	
R元（H31）入学生	入学 (C学科名)	卒業 (C学科名) (適用上の変更)	
R2入学生		入学 (D学科名)	卒業 (D学科名)

⇒この場合、学則上の変更がなされたのは、令和2年4月1日ですが、適用上の変更は、令和3年4月1日なので、

変更前（C学科）の最後の卒業生 令和3年3月31日 （令和2年度）	変更時期 R3.4.1	変更後（D学科）の最初の卒業生 令和4年3月31日 （令和3年度）
---	----------------	---

となります。したがって、「変更時期」の欄には、「令和3年4月1日」と記入してください。

令和3年4月1日に変更のあったもの

変更前		変更後	
専修学校名	課程名	専修学校名	課程名
〇〇専門学校	〇〇専門課程 C学科	〇〇専門学校	〇〇専門課程 D学科

※上記のような状況が添付書類から確認できることが必要です。学則等の記載で確認できるかどうか、または追加の補足資料が必要でないか、十分にチェックしてください。

※上記の場合は、学則を変更したのが令和2年4月1日であっても、「変更時期」を令和3年4月1日とするため、変更の届出は、令和3年度に行うこととなります。（告示を行う日よりも未来の日付を「変更時期」として設定することはできません。）

Q13. 年度途中で名称変更したのですが、変更時期については、どのように記入すればよいですか？

A. 年度途中で名称変更が行われるケース（例：令和〇〇年9月1日に学校名が変更）についても、Q12と考え方は同様です。

Q14. 複数の課程又は学科について、名称変更の届出をしたいのですが、どのようにすればよいのですか。また、課程、学科によって名称変更の時期が異なるのですが、この場合、名称変更の様式（様式2又は7）はどのように作成すればよいのですか？

A. 同一の学校で、複数の課程又は学科の届出を行う場合、様式は1枚にまとめて作成してください。

ただし、学科によって変更時期が異なる場合には、変更時期ごとに様式を分けて作成してください。

Q15. 今回、名称変更の届出を行おうとする学校名・課程名と、過去に認定されていた学校名・課程名が異なっています。この場合、届出はどのように行えばよいのですか。

A. このような場合、過去の認定後に、学校名等の名称が変更されていたにもかかわらず、変更した当時、名称変更の届出を怠ってしまったために、変更前の学校名等が現在もそのまま認定事項として残されているものと考えられます。

例：「A学科→B学科→C学科」と名称変更した学科で、今回「B学科→C学科」の名称変更の届出を行おうとしたところ、依然「A学科」の名称が認定事項として残されているケース

この場合には、「A学科→B学科」と名称変更した旨の公示を行い、さらに「B学科→C学科」の名称変更の公示を行う必要があります。

これは、「A学科→B学科」の公示が行われなければ、「B学科→C学科」の公示を行うことができないだけでなく、「B学科」として卒業した生徒に専門士等の称号を付与する根拠がないこととなり、生徒の不利益となる状態を放置してしまうことになるため、両方の手続きが必要となるものです。

したがって、(i)「A学科→B学科」、(ii)「B学科→C学科」の両方の届出を必ず提出してください。このとき、変更の時期が異なりますので、様式は分けて作成してください。

本来であれば、名称変更があった際、適切な時期に届出が必要であるところ、上記は、変更の届出を怠ったために、生徒に不利益となる状態が、後の公示まで放置されしまうケースとなります。

毎年度、漏れなく必要な届出がなされるよう十分に御留意いただくとともに、このようなケースが発覚した際には、速やかに届出を行っていただくようお願いします。

廃止・不適合

Q16. 廃止の様式（様式3又は8）、不適合の様式（様式4又は9）の「課程名」の欄にはどのように記入すればよいですか？

A. 廃止の様式（様式3又は8）、不適合の様式（様式4又は9）の課程名の欄には、今回、廃止（不適合）の届出を行おうとする課程・学科の名称を記入することになります。

廃止（不適合）については、過去に専門士・高度専門士の称号が付与される課程としてすでに認定されていた課程が、廃止された（要件に適合しなくなった）旨の公示を行うものです。したがって、「課程名」欄に記入すべき学校名・課程名・学科名は、すでに認定されていることになります。届出を行おうとする名称が、過去に認定されていたことを官報等の該当ページの写しに基づきしっかり確認した上で、すでに認定された名称と相違なく正確に記入してください。

また、すでに認定された名称を確認するため、必ず官報等の該当ページの写しを1部添付することとなっていますので、添付書類も合わせて確認をお願いします。

Q17. 来年度から学校を廃止（廃校）するのですが、廃止の届出はいつ行えばよいですか？

A. 廃止の届出については、廃止されたときに行うこととなっています。

したがって、例えば来年度から学校を廃止（廃校）することが決まっている場合でも、届出を行うのは「廃止された後」ということになります。すなわち、まだ生徒が在籍しているときに、廃止の届出を行うことはできません。

この場合、引き継ぎ体制をしっかりと整えていただき、学校の廃止後の届出について、適切な時期に、忘れずに行うようにしてください。

Q18. 今回、廃止（不適合）の届出を行おうとする学校名・課程名と、過去に認定されていた学校名・課程名が異なっています。この場合、届出はどのように行えばよいですか？

A. これについては、以下の場合が考えられます。

今回、届出を行う以前に既に、学校名・課程名を変更していたが、変更した当時、名称変更の届出を行うのを怠っており、変更前の学校名・課程名が現在もそのまま公示されているケース。

例：「A学科→B学科」と名称変更した学科で、今回「B学科」の廃止の届出を行おうとしたところ、依然「A学科」として公示されているケース

この場合には、「A学科→B学科」と名称変更した旨の公示をし、さらに「B学科」の廃止（不適合）の告示をする必要があります。したがって、(i)「B学科」の廃止（不適合）の届出とともに、(ii)「A学科→B学科」の名称変更の届出もあわせて提出してください。

※ このようなことの起こらないよう、名称変更した場合には、速やかに届

出を行っていただきますよう、お願いします。

状況報告

Q19. 申請時（認定された時）の完成年度が変更になった場合はどうすればよいですか？

A. 「完成年度」とは、初めて当該課程の修了者が出る見込みの年度又は出た年度をいいます。

申請（認定）後、完成年度までの間において、他の学校・学科等から生徒が転入等した場合は、完成年度が早くなる可能性があります。

申請時の完成年度から変更があった場合には、変更後の完成年度を記載するとともに、欄外にその理由（転学・編入学等）を記入してください。併せて、生徒の実員欄にも、転学・編入学者等の人数を記入してください。

Q20. 届出の状況の欄は、どのように記入すればよいですか？

A. 完成年度に達していない課程については、告示された次の年度以降、完成年度までの間、毎年度、当該課程の状況について届け出ることとなっています。「届出の状況」欄には、届出の有無を記入し、いつまで届出が必要か示してください。

【記入方法】（認定年度：令和2年度，完成年度：令和4年度の場合）

	認定年度	次年度	次々年度
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
届出の有無 有・無	—	有	有

Q21. 完成年度に達する前に、要件に係る事項に変更が生じ、要件を満たさなくなった場合は、どうすればよいですか？

A. 状況報告（様式5又は様式10）の様式内に変更点が分かるように記載するとともに、名称変更（様式2又は様式7）または、不適合（様式4又は様式9）も併せて提出してください。

その場合、名称変更の様式の欄外、または不適合の様式の備考欄に、完成年度以前である旨を記入してください。

その他

Q22. 学則を添付することとなっていますが、その際に注意すべき点は何ですか？

A.

○附則等に記載の施行日を確認してください。

施行日が未来の日付になっている（＝まだ効力を発していない）、あるいは適切でない時期の学則では、根拠書類となりませんので、施行日が正しいものとなっているか、まずはご確認ください。

○カリキュラム表などにより具体的に授業時数等が示されているか確認してください。

学則と別に規定されている場合は、当該規定の写しも添付してください。

【※名称変更・廃止の場合】

○変更（廃止）の直前・直後にそれぞれ有効であった学則が必要です。

（＝名称変更・廃止の場合、施行日の異なる学則の添付が必要）

2つの学則の施行日を見比べて、変更（廃止）になった時期がわかるものとなっているか確認してください。

※学校そのものが廃止となる場合は、廃止後の学則は存在しませんので、廃止日がわかる認可通知等を添付してください。

○学則において学校名、課程名、学科名、その他の要件についての確認を行いますので、学則上の、以下の項目の該当箇所に、あらかじめ蛍光ペン等（色については問いません。）でチェックの上、ご提出ください。

※蛍光ペン等のチェックは、原則学校の担当者が行うことを想定していますが、都道府県担当者が確認しながら蛍光ペンチェックを行うことも差し支えありません。

【学則上のチェックが必要な箇所】

○学校名 ○課程名 ○学科名 ○修業年限 ○昼夜の別

○総授業時数

○試験により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。

－図

[例；○○専門学校の学則]

第○条 本校は、▲▲専門学校という。

第○条 本校に次の課程及び学科を置き、修業年限、定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	備考
工業専門課程	建築学科	2年	30	60	昼
	土木工学科	3年	20	60	夜
商業実務専門課程	会計科	2年	20	40	昼

第○条 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし、出席時数が授業時数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。

第○条 第○条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。

第○条 本校の教育課程は別紙1のとおりとする。ただし、卒業に必要な総授業時数は、1, 700時間以上とする。

(別紙1) ○○専門課程○○学科

科目		1年	2年	合計	備考
必修科目	A科目	200	200	400	
	B科目	240	200	440	
	C科目	200	180	380	
	D科目	160	300	460	
必修選択	E科目	60	100	160	

科目	F 科目	2 科目選択	60	100	160	
	G 科目		60	100	160	
自由選択科目	H 科目		10	20	30	※希望者のみ
	I 科目		10	20	30	※希望者のみ
合計時間数			920	1,080	2,000	

該当校一覧・ファイリングの留意事項

- (1) 一覧表は、手続きごとに1枚にまとめて作成してください。この一覧表のデータを基礎に認定課程一覧に記載するリストが作成されますので、転記ミス等のないよう十分ご注意ください。
- (2) 学校名、課程名、学科名は50音順に記入してください。(同一学校名の場合は、課程名を50音順に、同一学校名、同一課程名の場合は、学科名を50音順にしてください。)アルファベット表記のものについては、「読み方」順としてください。(公示される場合も同様のルールとなります。)
- (3) 各学校から提出された届出の様式に記載されている内容(名称等)と、一覧表に記入する内容に、相違のないようにしてください。
各学校から提出された届出の様式の記載に間違いや漏れ等がある場合には、届出の様式そのものの記載を修正した上で提出してください。(一覧表には正しく修正したものを記入しているにも関わらず、届出の様式が修正されていないケースがあります)。この場合、正しく記載されたものを改めて学校に提出させるか、学校に確認の上、各都道府県において修正してください。
- (4) 提出書類一式は電子メールにより電子データでご提出ください。申請の方法は、別紙(【参考】専門士・高度専門士の称号付与に係る書類の提出方法について)を確認のうえ、ご提出いただきますようお願いいたします。